

# 鳥取県栄養関係功労者知事表彰要綱

## 1 趣旨

多年栄養改善及び食生活改善事業のために献身的な活動を続け、その功績が顕著である者を表彰することによって、その事業に携わる者の模範とし、もって栄養行政の一層の推進を図ろうとするものである。

## 2 表彰等の区分

区 分	推 薦 者	表 彰 の 対 象
地 区 組 織	鳥取市保健所長 総合事務所長 鳥取県食生活改善推進員連絡協議会長	原則 1 組織
栄養改善事業功労者	鳥取市保健所長 総合事務所長 鳥取県栄養士会長 鳥取県食生活改善推進員連絡協議会長	原則 2 名
調理業務功労者	鳥取市保健所長 総合事務所長 調理師団体の長	原則 1 名

## 3 推薦基準

推薦基準は、次の（１）から（３）までとする。ただし、栄養関係で全国表彰又は知事表彰を受けた者は、原則、除くものとする。

### （１）地区組織

地区住民の健康を保持増進するため、食生活改善を積極的に推進して、特に顕著な成果を上げており、かつ、他の模範とする組織であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 表彰年度の４月１日において、県を単位とする場合１０年、地区を単位とする場合１５年以上継続して地区の食生活改善運動を実施しているもの。

イ その他アに準ずるものとして、知事が表彰することが適当と認める業績又は行為があったもの。

### （２）栄養改善事業功労者

栄養士の免許を有する者又は食生活改善推進員等であって、栄養改善事業の普及向上、地区組織及び団体の発展向上、栄養行政に対する協力等に、特に顕著な功績があったと認められる者で、表彰年度の４月１日において、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 功績に係る従事年数が、県を単位とする場合１０年、地区を単位とする場合１５年以上で、年齢が５０歳以上であること。

イ その他アに準ずるものとして、知事が表彰することが適当と認める業績又は行為があったもの。

### （３）調理業務功労者

調理師の免許を有する者であって、常に第一線にあつて実際の調理業務に従事し、かつ、指導的立場から調理技術の発展及び調理師の資質向上に特に顕著な功績があったと認められる者で、表彰年度の４月１日において、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

- ア 功績に係る従事年数が、県を単位とする場合10年、地区を単位とする場合15年以上で、年齢が50歳以上であること。
- イ その他アに準ずるものとして、知事が表彰することが適当と認める業績、又は行為があったもの。

#### 4 表彰者の推薦手続

各推薦者は表彰を受けることが適当と認められる地区組織及び功労者について、表彰推薦調書(様式第1号から様式第3号まで)及び履歴書を作成して、福祉保健部長が別に定める日までに推薦を行うものとする。

#### 5 表彰者の決定

各推薦者から推薦された表彰の対象者について、推薦書等を審査の上決定する。

#### 6 表彰の方法

表彰は、福祉保健部長が別に定める日に行い、被表彰者に表彰状及び副賞を授与する。

##### 附 則

この要綱は、平成16年12月10日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成18年11月30日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成20年8月28日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成21年8月17日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。